

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の傷病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、〇会社の事業主として米穀集荷販売業務に従事しており、平成〇年〇月〇日から労災保険の中小事業主等として特別加入をしていた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に発生した地震で崩れた倉庫の米袋を積みなおす作業をしていたが、同日夕刻、駐車場から倉庫に向かう路上で倒れていたところを従業員に発見された。

請求人はすぐに〇医療センターへ入院し、「脳挫傷、頭蓋骨骨折」等の傷病名で入院治療中であり、事故当時の記憶がない状態である。

請求人は、業務上の事由による傷病であるとして、監督署長に療養補償給付、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は業務上の事由による傷病とは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人及び審査請求代理人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人は、地震によって崩れた本件倉庫の米袋の積み直しの作業をしなければならず、最初に本件倉庫にあったバイクが邪魔になっているため、バイクをいったん出して、駐車場に置いた。

その後、請求人は本件倉庫と庭にあった米袋の整理が一段落したので、バイクを元の場所に戻そうとバイクに乗車して駐車場から倉庫に向った時に、転倒して負傷したものである。

事故の発生場所、発生時刻、事故当時の請求人及び他の従業員の稼働状況及びその行為内容等を確認すれば、災害は業務に起因して起きたものであったことが理解でき、それゆえ当然ながら業務遂行性も認められる。

よって、本件災害は業務上の災害であることは明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 本件は、屋外の駐車場に置いてあったバイクを請求人が運転しているときに発生した災害である。プライベートで使用するバイクは公道を走行できないもので業務に使用するとは考えられず、たとえ勤務時間内の行為であったとしても当該バイクを運転する行為は私的な行為であり、作業中に発生した災害とは言えず、業務遂行性は認められない。
- (2) 地震で崩れた倉庫の米袋を積み直す作業、または、倉庫からバイクを移動する作業ではなく、駐車場にあったバイクを運転するという私的な行為を行っているときに発生した災害であり、業務に起因する災害とは認められない。
- (3) 以上から、請求人の負傷は業務に起因して発生したとは言えず、業務上の事由による傷病とは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 特別加入者の業務内容及び業務遂行性の適否について

代理人及び事業場労働者は「作業の邪魔にならないところにバイクを置く必要があり、余震もあるため、結果的に駐車場に置くしかなかったと」述べている。

倉庫内に崩れた米袋を積み直し作業をするためには、どうしてもバイクをどこかに移動させなくては整理作業ができなかったため、請求人は駐車場にバイクを移動させた。当然のことながら、いったん本件倉庫の整理が完了したらバイクを戻す行為は誰でも自然に行う行為で、倉庫整理の一連の作業であり、それは業務による附随行為として客観的に判断でき、業務遂行性が認められる。

また、請求人の被災時の行為は、特別加入の申請に係る事業のためにする行為であったことが認められ、認定基準にいう「事業主の立場において行う事業主本来の業務」に当たらないことは明白である。

- (2) 所定労働時間外における特別加入者の業務遂行性の適否について

請求人の被災時の行為は災害が発生した時刻は午後〇時であり、当日は労働者と一緒に地震による本件倉庫の整理整頓をしている作業中であったため業務遂行性は認められる。

(3) 業務と傷病との因果関係の適否について

請求人が地震で崩れた倉庫の米袋整理をするため、倉庫にある自分のバイクを出して、倉庫の整理が一段落したのでバイクを倉庫に戻す行為は単なる私的行為又は恣意行為と異なり合理的な行為、すなわち業務による附随行為として認められるため業務に起因した災害であると認められる

(4) 以上のことから、業務遂行性及び業務起因性が認められる。

したがって、請求人の負傷は業務に起因して発症したとするのが相当であり、請求人の本件災害による負傷は、業務上によるものであると判断する。

よって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付、休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。